

1-10. ベトナムの最近の状況

2008年11月3日～11月8日、遺伝資源アクセスに関する日本・ベトナム間の現状、及びベトナム政府の政策動向に関する情報収集のために、JBA 炭田はベトナム国家大学ハノイ校・微生物バイオテクノロジー研究所、ベトナム厚生省薬物研究所、ベトナム天然資源環境省・環境保護庁、中小企業開発庁、等を訪問した。その結果を以下に報告する。

(1) ベトナム国家大学ハノイ校(Vietnam National University-Hanoi, VNUH)・微生物バイオテクノロジー研究所(Institute of Microbiology and Biotechnology, IMBT)の活動

面談者：Dr. Duong Van Hop (Director of IMBT, VNUH)

Dr. Luong: Researcher (IMBT)

Dr. Chu Thi Thanh Binh (Researcher, IMBT)

Ms. Le thi Hoang Yen (Researcher, IMBT)

Mr. Oang Van Vinh (Researcher, IMBT)

JBA は、経済産業省（METI）によるアクセス促進事業の一環として、日本の（独）製品評価技術基盤機構（NITE）、ベトナム政府科学技術省（Ministry of Science & Technology）及び IMBT-VNUH との協力により、ベトナムの微生物資源へのアクセスルートを構築した。これが基礎になり、現在 NITE と IMBT-VNUH との研究協力プロジェクトが進行している。今回、NITE の安藤部門長とともに Dr. Duong Van Hop との会合をもち、情報交換した。

① 野生微生物資源の国外移転の手続きについては、現在、特段の変化はない。

VNUH は首相（府）に直属し、教育省からは独立している。VNUH は首相（府）と科学技術省（元科学技術環境省）の許可を得た後に、微生物資源を日本に移転する仕組みを探ってきた。科学技術環境省から環境部門が独立し天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment、MONRE：後出）となった後、MONRE の組織が改革されつつある。

野生动物、野生植物等の国外移転は MONRE の許可が必要であるが、現在のところ、野生微生物の国外移転については科学技術省の担当であり、これまでと変わらない。

なお、Dr. Le Sat Minh は、現在も、科学技術省科学技術局次長（Vice Director, Department of Science and Technology）としてバイオテクノロジー政策を担当している。VNUH の微生物移転関係は彼の部門が担当しており了解している。

② 2009 年度の微生物資源アジアコンソーシアム（ACM）はベトナムがホスト国になる。

- 第 6 回 ACM は、2009 年 10 月頃ベトナムがホスト国となって開催することが ACM 大会で承認された。ハノイで開催の予定である。ACM には、インドネシア、タイ、マレーシ

ア、カンボジア等の ASEAN 諸国が参加¹する。また、2010 年には日本が第 7 回 ACM のホスト国になることも決定している。同年開催予定の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10、名古屋）の成功に向けて、2009 年の ACM に積極的に協力する姿勢を示すことが必要である。

- IMBT-VNUH が JICA プロジェクトを申請中である。ベトナム政府内では優先順位の高いところにあるらしい。これが採択されれば、日本とベトナム間の微生物資源 R&D と産業界の協力関係が強化されると期待できる。
- IMBT-VNUH と NITE がバイオマス関連の共同プロジェクトを開始した。
NEDO のバイオマス関連プロジェクトの一環として、NITE は IMBT-VNUH と共同研究を行う。上述したように微生物多様性の共同研究で培った信頼関係を足場にして、次の共同研究が行われることは、METI アクセス事業の波及効果を示すものであり、関係者にとって朗報である。

③ NITE によるトレーニング・ワークショップを開催した。

IMBT-VNUH 側（Dr. Luong、Dr. Binh、Ms. Yen、Mr. Vinh）と NITE 側（宮道、鶴海、伴の各氏）の合同の指導により、VNUH の学生等約 20 名を対象にして、放線菌から抗生物質をスクリーニングするためのトレーニング・ワークショップが開催された。これは微生物資源の利用に対する利益配分の一環である（生物多様性条約第 15 条に基づく）。日本・ベトナムの友好関係は着実に進みつつあるとの印象を受けた。

（2）ベトナム厚生省薬物研究所（National Institute of Medicinal Materials, NIMM）の新体制

面談者：Dr. Nguyen Minh Khoi（Manager of NIMM）

Dr. Nguyen Huu Dong（Senior Scientist）

Ms. Le Nguyet Nga（International Relations Division）

ベトナム厚生省薬物研究所（NIMM）において所長の人事異動があった。2008 年 8 月に新所長として Dr. Nguyen Minh Khoi 所長（Manager of NIMM）が着任した。彼はモスクワの国立薬物研究所を卒業した後、ベトナム軍関係で勤務した経験を持つ（現在、44 歳）。前所長 Dr. Nguyen Huu Dong はラインから退き、上級研究員（Senior Scientist）という立場で継続して勤務している。前副所長は定年退職した。

NIMM の薬用植物の保存開発体制として、ハノイ本部の他に、全国の主要拠点（ホーチミン市、ダラット、サバ、タムダオ）に施設を有する。ベトナムには 3830 種の薬用植物があり、

¹ ちなみに第 5 回 ACM は、2008 年 10 月 29 日～30 日に、ACM メンバーである韓国生命工学研究院（KRIIB）の主催で韓国にて開催され、参加国は、カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナムであった。また、ブルネイはオブザーバーとして参加した。

300 種余を大規模に利用している。日本はベトナム産薬用植物の有数の輸入国である。ベトナムは現在、農業行動規範（Good Agricultural Practice、GAP）の国内普及に努めている。

今後の NIMM の方針として、薬用植物の原料供給のみならず、加工（抽出、製剤、製造等）に注力したいというのが新所長の方針である。その背景には、厚生省が今年 7 月に NIMM に対して、薬物（生薬・合成薬）の研究のみならず加工・生産を行うことを許可したという新しい動きがある。

NIMM はハノイ市から 10 キロメートル離れたところにパイロットプラントの施設を有する。新所長から、加工や生産面で日本と協力できるよう JBA も支援して欲しいとの希望があった。

(3) ベトナム天然資源環境省・環境保護庁 (Ministry of Natural Resources and Environment, MONRE・Vietnam Environmental Protection Authority, VEPA)

面談者：Mr. Phung Van Vui (Deputy Director VEPA)

Ms. Le Thanh Binh (Head, Nature Conservation Division, NCD 及び CBD-ABS の National Focal Point)

Ms. Hoang Thanh Nhan (Deputy Head, Nature Conservation Division, NCD)
(なお、CBD の National Focal Point である Dr. Tran Hong Ha との面談を希望していたが、最近、Girector-General から Vice Minister に昇格し、当日は大臣とのアポが発生したため欠席した)

ベトナムでは 2007 年に生物多様性に関する国家行動計画（National Action Plan on Biodiversity up to 2010 and Orientations towards 2020 for Implementation of the Convention on Biological Diversity and the Cartagena Protocol on Biosafety (Decision No. 79/2007/QD-TTg of May 31, 2007)）²が採択された。その骨子は以下のとおりである。

① 目的

- 現在から 2010 年までの特定の目標
- 2020 年に向けての方向性

② 主な任務

- 陸上生物多様性の保全と開発
- 湿地と沿岸の生物多様性の保全と開発
- 農業生物多様性の保全と開発
- 生物資源の持続可能な利用
- 国家の生物多様性と遺伝子組換え生物、その製品等の管理能力の改善

③ 主な解決方法

² 「DECISION No. 79/2007/QD-TTg OF MAY 31, 2007, APPROVING THE NATIONAL ACTION PLAN ON BIODIVERSITY UP TO 2010 AND ORIENTATIONS TOWARDS 2020 FOR IMPLEMENTATION OF THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY AND THE CARTAGENA PROTOCOL ON BIOSAFETY」
<http://www.cbd.int/doc/world/vn/vn-nbsap-v2-en.pdf> (2008年12月19日アクセス)

- 組織の統合と能力構築
- 科学技術的解決方法の応用
- 広報、教育、意識向上の強化
- 資源投資源の増加と多様化
- 国際協力の強化

ベトナム環境保護庁(VEPA)はMONRE下の組織の1つである。以下の新しい動きがある。
2008年11月13日付けでベトナム生物多様性法を国民議会で採択の予定である。この国内法の中にABSについての条項がある。ほぼ同じ頃にVEPAの機構改革を行う予定である。
新体制ではVEPAの下に12の部門を置く。英名ではVEPAのAは現在、Agencyであるが、これをAuthorityに変え、その下の組織をAgencyとする。
Agency for Biodiversity Conservation(ABC)がCBDを担当する。ABCの下に、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)やカルタヘナ議定書の担当グループを置く。
日本側としては、今後、機会を待って、ベトナム生物多様性法の内容について聞く会合を設定すれば役立つと思われる。

4. 中小企業開発庁 (Agency for Small & Medium Enterprises Development, ASMED)

面談者：小林豊治（JICA専門家、ASMED（経済産業省より出向中））

現在、ベトナムではVNUHのDr Van Hopが中心となり、ベトナム生物資源の保全と持続可能な利用及びバイオインダストリー産業の展開を目的としたベトナム・日本の研究協力プロジェクトをJICAに申請中である。

ベトナムは日本側のカウンターパートとしてNITEを想定しており、JBAに本件の成功に向けての賢明な進め方について助言を求めた。そこでDr. Duong Van Hop、NITEの安藤氏とともにJICA専門家である小林豊治と会い、JICAへ申請する際の適切な手続きの進め方について助言を求めた。